

会費に関する規定

昭和42年10月31日
規定第1号

最終改正 平成19年10月25日 規定第10号

定款第7条第1項の会費に関する定めは、次のとおりとする

(会費の額)

第1条 会費の額(年額)は、船舶所有者である会員については、1,900円に基準船員数を乗じて得た額とし、団体である会員については、1口の額を5,000円として、1口以上を負担するものとする。

(基準船員数)

第2条 前条の基準船員数は、会員の申告に基づき、会長が理事会の議決を得て定める在籍船員数とする。

2 前項の在籍船員数は、毎年4月1日において現に会員であるものについては、4月1日現在の在籍船員数により、毎年4月2日以後新たに会員となったものについては、加入の申込みをした日現在の在籍船員数により定めるものとする。

3 前項の4月1日又は加入の申込みをした日において船舶の修理、操業の季節的な休止その他の理由により在籍船員数が一時減少しているときは、第1項の在籍船員数は、前項の規定にかかわらず、その理由が消滅した時における平常の在籍船員数とする。

4 母船式漁業の事業員である船員について在籍船員数を決定する場合、その他在籍船員数の決定を前2項の規定によってすることが妥当でない場合は、会長は理事会の議決を得て在籍船員数の決定方法の特例を定めることができる。

(団体による船舶所有者会費の一括負担の場合の特例)

第3条 団体である会員が、第1条の規定によるその団体の会費のほか、その構成員である船舶所有者が納入すべき会費に相当する金額をその団体の会費として負担したときは、会長は当該船舶所有者の会費を免除することができる。

(徴収の時期及び方法)

第4条 会費は、協会から発する請求書により毎年5月末日(初年度については11月末日)までに全額を納入しなければならない。但し、やむを得ない事情があるときは、会長の承認を得て5月末日まで及び10月末日までの2回に分けて納入することができる。

(年度途中に加入した会員の会費)

第5条 年度途中に加入した場合の会費は、減額しない。

附 則

この規程は、昭和42年10月31日から適用する。

附 則〔昭和46年5月21日規定第3号〕

この規程は、昭和47年4月1日から適用する。

附 則〔昭和48年5月23日規定第3-2号〕

この規程は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則〔昭和50年5月20日規定第4号〕

この規程は、昭和51年4月1日から適用する。

附 則〔昭和54年5月23日規定第5号〕

この規程は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則〔昭和59年10月25日規定第6号〕

この規程は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則〔昭和63年5月30日規定第7号〕

この規程は、平成元年4月1日から適用する。

附 則〔平成7年9月27日規定第8号〕

この規程は、平成8年4月1日から適用する。

附 則〔平成14年2月20日規定第9号〕

この規程は、平成14年4月1日から適用する。

附 則〔平成19年10月25日規定第10号〕

この規程は、平成20年4月1日から適用する。